

○秋田県総合政策審議会条例

平成１７年１０月１１日

秋田県条例第９１号

(設置及び所掌事務)

第一条 知事の諮問に応じ、県の政策の総合的かつ計画的な推進及び地方分権の推進に関する重要事項を調査審議させるため、秋田県総合政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２ 審議会は、前項に規定する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 市町村長

二 公共的団体を代表する者

三 学識経験のある者

３ 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４ 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置く。

２ 会長は、委員の互選によって定める。

３ 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

４ 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

２ 会長は、審議会の議長となる。

３ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４ 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２ 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

３ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第三条第二項及び第四項並びに第四条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任規定)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田県総合開発審議会設置条例の廃止)

2 秋田県総合開発審議会設置条例（昭和二十六年秋田県条例第三十九号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の秋田県総合開発審議会設置条例（次項において「旧条例」という。）第五条第二項の規定により秋田県総合開発審議会の委員として任命されている者は、第二条第二項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第七条第二項の規定により秋田県総合開発審議会の専門委員として任命されている者は、第五条第二項の規定により審議会の専門委員として任命されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成22年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。